Declaration of Origin原 産 品 申 告 書

（Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement地域的な包括的経済連携協定）

|  |  |
| --- | --- |
| 1. Unique reference number 固有の参照番号 | 2. Authorization code (in the case of approved exporter) 認定番号（認定された輸出者の場合） |
| 3. Exporter’s name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸出者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス） |
| 4. Producer’s name, address (including country) and contact (phone or email address), if known 生産者の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス） (判明している場合)  |
| 5. Importer’s or consignee’s name, address (including country) and contact (phone or email address) 輸入者又は荷受人の氏名又は名称、住所（国名を含む）、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス） |
|  No. | 6. Description of the goods , Invoice numbers and date of invoice産品の品名、仕入書番号・日付 | 7. HS Code (6-digit level, HS2022)関税分類番号 (6桁、 HS2022) | 8. Origin conferring criterion原産性の基準 | 9. RCEP country of origin RCEP原産国 | 10. Quantity and value (FOB) where RVC is applied 数量及びFOB価額 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 11. Remarks その他の特記事項 |
| 12. Information on original Proof of Origin (in the case of a back to back Declaration of Origin) 最初の原産地証明に関する情報（連続する原産地証明の場合） |

13. The undersigned hereby certifies that the above details and statements are correct and that the goods specified in this Declaration of Origin meet all the relevant requirements of Chapter 3 (Rules of Origin) in the Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement. These goods are exported from \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ (exporting country) to \_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_ (importing country).

私は、上記の情報が正確であること及びこの申告に記載された産品が地域的な包括的経済連携協定第３章（原産地規則）に定める全ての関連する要件を満たしていることを証明します。これらの産品は(輸出締約国)から（輸入締約国）に向けて輸出されます。

Date of declaration 作成年月日：

Name of the certifying person 作成者の氏名又は名称：

Name of the agent of the certifying person 代理人の氏名又は名称：

Address of the agent of the certifying person 代理人の住所：

Signature 作成者の署名（日本への輸入の場合には不要）：

The certifying person 　　（□Approved exporter、□Exporter、□Producer、□Importer）

本原産品申告書の作成者　　認定された輸出者　　　輸出者　　生産者　　　輸入者

（規格Ａ４）

記　載　要　領

1. 本様式は、RCEP協定第３・18条1(a)、(b)に基づく認定された輸出者、輸出者又は生産者による原産地申告及びRCEP協定第３・16条４の注に基づく輸入者による原産地申告を行う場合に、任意様式として使用することができる。
2. RCEP協定上の原産地申告は英語で作成する必要がある旨留意すること。
3. 固有の参照番号（項目１）

必須の記載項目。申告書の作成者が管理する任意の番号を記載する。

1. 認定された輸出者、輸出者、生産者及び輸入者又は荷受人に関する情報（項目２～５）

認定された輸出者の認定番号、輸出者の氏名又は名称及び住所、生産者の氏名又は名称及び住所、輸入者又は荷受人の氏名又は名称及び住所については必須の記載項目。ただし、生産者の氏名又は名称及び住所が判明していない場合には「NOT AVAILABLE」と記載する。

1. 品名及び仕入書番号・日付（項目６）

品名は必須の記載項目であり、産品を特定するために十分な記載とする。仕入書番号・日付は輸入に際して発行されたものを記載する。当該仕入書が輸出者又は生産者により発行されたものでない場合（第三者の仕入書の場合）には、仕入書の発行者の氏名又は名称及び国名を「11. Remarks」欄に記載する。

1. 関税分類番号（項目７）

必須の記載項目。統一システム（2022年版）に従い６桁の水準までの関税分類番号を記載する。

1. 原産性の基準（項目８）

必須の記載項目。適用した原産性の基準を記載する。（WO：完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される産品、CTC: 関税分類変更基準、RVC: 付加価値基準（域内原産割合）、CR: 加工工程基準（化学反応）、ACU: 累積、DMI: 僅少の非原産材料）

1. RCEP原産国（項目９）

 　必須の記載項目であり、RCEP協定第２・６条により決定される「RCEP原産国」を記載する。記載要領は以下のとおり。

|  |  |
| --- | --- |
| 原産品の例 | 記載事項 |
| (a)協定附属書Ⅰの輸入締約国の約束の表の付録（以下「付録」という。）に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が産品の価額の20パーセント未満の場合(b)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第３・２条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、協定第２・６条５に規定する軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われていない場合 | 輸出締約国における原産品の生産において使用された原産材料のうち合計して最高価額のものを提供した締約国名を記載する。 |
| 上記以外の場合(c)付録に特定された原産品で、輸出締約国における付加価値が産品の価額の20パーセント以上の場合(d)協定第３・２条(a)に規定する完全生産品(e)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定第３・２条(c)に規定する品目別規則（附属書３Ａ）を満たす産品(f)付録に特定された品目以外の原産品のうち、協定３・２条(b)に規定する原産材料のみから生産される産品で、軽微な工程以外の生産工程が輸出締約国において行われた場合 | 輸出締約国名を記載する。 |

自らが所有する情報に基づき「RCEP原産国」を決定することができない場合には、次の注の①又は②の関税率が適用される締約国名と併せて「\*」（第２・６条６(a)の場合）又は「\*\*」（第２・６条６(b)の場合）を記載する。
（例）「Australia \*」「Indonesia \*\*」

注：輸入者は「RCEP原産国」にかかわらず、協定第２・６条６に基づき以下のいずれかの税率の適用を求めることができる。

①　輸入締約国が、原産品の生産において使用された原産材料を提供する締約国からの同一の原産品について適用する各関税率のうち最も高い税率（第２・６条６(a)）

②　輸入締約国が、締約国からの同一の原産品に適用する各関税率のうち最も高い税率（第２・６条６(b)）

1. 数量及びFOB価額（項目10）

必須の記載項目であり、FOB価額については、原産性の基準として域内原産割合が用いられている場合のみ記載する。

1. 最初の原産地証明に関する情報（連続する原産地証明の場合）（項目12）

RCEP協定第３・19条に基づき発給された連続する原産地証明の場合には必須の記載項目であり、当初の原産地証明の参照番号、発給年月日、発給国、RCEP原産国、（該当する場合）認定輸出者の認定番号を記載する。

1. 作成者による誓約（項目13）

必須の記載項目。ただし、日本への輸入の場合はimporting countryは記載不要。

1. 作成者

本申告書は、認定された輸出者、輸出者、生産者又は輸入者が作成することができる（該当するボックスにチェックを付すこと）。また、輸入者に代えて輸入者の代理人が作成することができる。